

welfare
CP スマイルケアプランセンター



welfare
CP スマイルケアプランセンター



【お車で越しの方】
国道8号線西内寺交差点からは、関ヶ原方面に1km、
北陸道（名神）米原インターからは、インターの出口
交差点を左折、米原駅方面に1km、国道21号線沿。



法人本部（法人部・事務部）
〒521-0093 滋賀県米原市寺倉603-1
TEL 0749-54-8200 FAX 0749-54-8210
特別養護老人ホーム スマイル
〒521-0093 滋賀県米原市寺倉603-1
TEL 0749-54-8201 FAX 0749-54-8211
スマイルショートステイ
〒521-0093 滋賀県米原市寺倉603-1
TEL 0749-54-8201 FAX 0749-54-8211
スマイルグループホーム
〒521-0093 滋賀県米原市寺倉603-3
TEL 0749-54-8202 FAX 0749-54-8212
スマイルケアプランセンター
〒521-0093 滋賀県米原市寺倉603-3
TEL 0749-54-8203 FAX 0749-54-8213
スマイルデイサービスセンター
〒521-0093 滋賀県米原市寺倉603-3
TEL 0749-54-8204 FAX 0749-54-8213



『春よ来い』Artist:Toshikazu Takasaki

福祉の新しいスタンダードを目指して





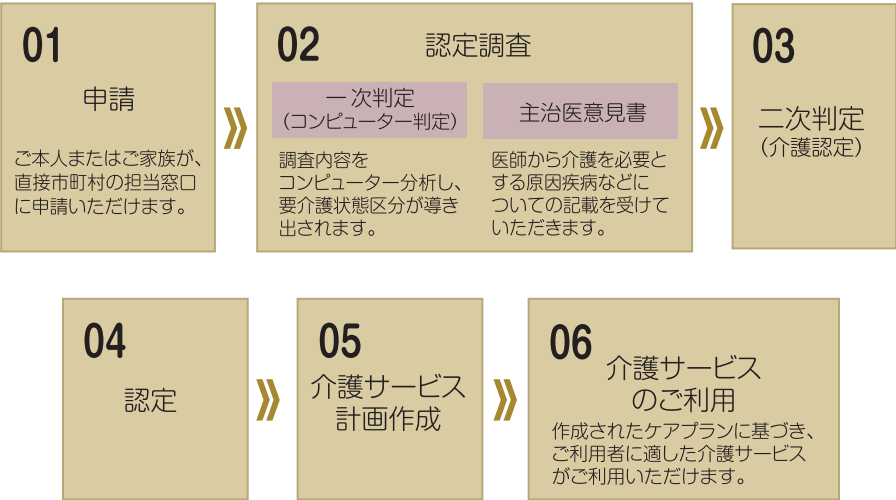
弊社スマイルケアプランセンター（居宅介護支援事業所）では、ケアマネージャー（介護支援専門員）の資格を所有する専門の職員が、介護認定をお受けになられた人からのご相談を受け、介護を必要とする方の心身のご状況や、お過ごしされている環境等を勘案のうえ、最適な介護サービスの計画（ケアプラン）を作成いたし、介護サービスのご利用に向けて、他の介護サービス事業者との連絡や調整等の取りまとめをおこないます。

また、策定したケアプランが適切にサービスの実行がなされているか、あるいは効果が出ているかなどを定期的にチェック（モニタリング）し、介護を必要とするご利用者の方と、福祉・医療・保健のサービスとを結ぶ役割を担います。

- ◆当サービスをお受けいただける方
- ・65歳以上の方（第1号被保険者）
寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常時の介護までは必要ないが日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方。
 - ・40歳から64歳までの方（第2被保険者）
初老期の認知症、脳血管疾患など老化が原因とされる病気（※1特定疾患）により要介護状態や要支援状態になられた方。

- ◆特例疾患（※1）
- ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靱帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗鬆症
 - ・多系統萎縮症 ・初老期における認知症（アルツハイマー、脳血管性認知症等）
 - ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 ・早老症
 - ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患
 - ・パーキンソン病関連疾患 ・閉塞性動脈硬化症 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患
 - ・両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・末期がん

◆ケアプランサービスご利用までの流れ



◆事業所の概要

事業所の種類	居宅介護支援事業 2015（平成27）年5月1日指定・第 2572400253号
開 設 年 月	2015（平成27）年5月1日
事業所の所在地	滋賀県米原市寺倉 603 番地の3
電 話 番 号	0749-54-8203
ファクシミリ	0749-54-8213
通常のサービス エリア	米原市（旧坂田郡山東町、米原町、近江町） 長浜市（平成18年合併前の旧長浜市）の方となります。 なお、サービスエリア以外の方で、ご利用をご希望いただきます 場合には、ご相談ください。
営 業 日	月曜日から金曜日 （年末年始のほか、法人が指定する休業日があります。）
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分 （上記の営業日、営業時間の他、携帯電話での24時間連絡可能体制）